

### 第3回近畿地方年金記録訂正審議会総会

日時：平成29年4月13日（木）16：00～17：15

会場：大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室

#### ○川村会長代行

ただいまから地方年金記録訂正審議会総会を開催いたします。

私は、会長代行の川村と申します。この後、会長が選任されるまで私が議長を務め議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議及び会議資料について、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定におきまして、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

本日の議題のうち私が担当する議題「会長の選任について」は、特段個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容が含まれていないと判断できますので、非公開とする理由が認められず公開といたしたいと思っております。

皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○川村会長代行

ありがとうございます。

なお、議題2以降の会議の公開・非公開については、会長選任後、改めて御判断をいただくこととします。

#### ○川村会長代行

次に、本日の会議の議事要旨及び議事録の公開についてですが、事務局は本審議会の運営規則第12条第1項及び第2項の規定により、本会議の議事要旨を作成して、会議資料と併せて近畿厚生局のホームページで公開をお願いいたします。併せて同条第3項の規定に基づいて議事録を作成し、公開をお願いいたします。

なお同条第4項の規定により議事録の署名人については、会長選任後、会長が指名いたします。

続きまして、本日の会議の成立及び配付資料について、事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（日野林課長）

年金審査課長の日野林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から本日の会議の出席委員数及び会議の成立について報告いたします。

まず、お手元の委員資料の 243 ページを参照ください。

地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項において、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」と規定されています。

本日の会議においては、委員総数 28 名に対しまして、25 名の委員の方々に御出席をいただいております。地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項の規定に基づき、本会議が成立していることを報告させていただきます。

#### ○事務局（久保西課長補佐）

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様は、お手元に配付いたしました資料の御確認をお願いします。

まず、「第 3 回近畿地方年金記録訂正審議会総会 議事次第」でございます。

それから、総会の座席図が一枚、それぞれ一枚紙でございます。

続きまして、資料 1 「会長の選任について」、資料 2 「平成 28 年度の部会の開催状況等について」を準備しております。

また、これとは別に、先ほど御覧いただきました記録訂正の関係法令や記録訂正に関する方針などをファイルに綴じた「委員資料集」を準備させていただいております。

お手元の資料等に不足はございませんでしょうか。

御確認ありがとうございます。

なお、本日配付いたしました資料につきましては、特段のお申出がない場合、委員ごとの資料集ファイルに編綴し、管理事務局にて保管することとさせていただいております。お手数ですが、会議終了後にファイルの挟み込みの御協力をよろしくお願いいたします。

#### ○川村会長代行

それでは、本日の議事に先立ちまして、近畿地方年金記録訂正審議会の委員と本日出席の事務局職員の皆さんの御紹介をしたいと思います。

事務局は、御紹介をよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（久保西課長補佐）

それでは、近畿地方年金記録訂正審議会の委員の方々を御紹介いたします。資料 1 の「会長の選任について」の審議会委員名簿を御覧ください。

恐縮ではございますが、座席の順にお名前のみ御紹介させていただきますので、御了承いただきまして、御起立をよろしくお願いいたします。

東 尚吾委員でございます。東委員は、再任でございます。

伊月 圭子委員でございます。伊月委員は、今回、新しく任命させていただきました。

今中 邦雄委員でございます。今中委員も、今回、新しく任命させていただきました。

今村 世津子委員でございます。

井村 佐都美委員でございます。井村委員は、今回、新しく任命させていただきました。

大串 恵子委員でございます。大串委員は、再任でございます。

大野 潤委員でございます。大野委員も、再任でございます。

岸本 由起子委員でございます。

北山 孝次委員でございますが、本日は御欠席でございます。

小牧 美江委員でございます。小牧委員は、再任でございます。

塩 雅晴委員でございます。

鈴木 哲委員でございます。

関戸 一考委員でございます。関戸委員は、再任でございます。

川村 哲二委員でございます。

田中 雅子委員でございます。

谷山 良子委員でございます。谷山委員は、再任でございます。

中石 慶子委員でございます。中石委員も、再任でございます。

中村 祐子委員でございます。

濱 和哲委員でございます。

早澤 照一委員でございます。

東山 明美委員でございます。

藤原 郁子委員でございます。藤原委員は、今回、新しく任命させていただきました。

松村 信夫委員でございますが、本日は御欠席でございます。

溝渕 一也委員でございます。

山下 大委員でございますが、本日は御欠席でございます。山下委員は、再任でございます。

吉井 寛委員でございます。吉井委員は、再任でございます。

吉岡 奈美委員でございます。

渡辺 善雄委員でございます。渡辺委員は、再任でございます。

以上、近畿地方年金記録訂正審議会の委員総数は、28名でございます。

続きまして、事務局の出席者について御紹介いたします。

近畿厚生局長の 丸山 浩でございます。

○丸山局長

丸山でございます。

○事務局（久保西課長補佐）

年金管理官の 吉田 智でございます。

○吉田年金管理官

吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（久保西課長補佐）

年金審査課長の 日野林 裕でございます。

○日野林課長

今年度も年金審査課長をすることになりました日野林です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（久保西課長補佐）

年金審査課で調査総括を担当しております、課長補佐の 飯塚 正人でございます。

○飯塚課長補佐

飯塚でございます。よろしくお願ひします。

○事務局（久保西課長補佐）

そして、私は、年金審査課の管理を担当しております、課長補佐の久保西美代子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○川村会長代行

ありがとうございました。

それでは、本日の議事に先立ちまして、近畿厚生局長から御挨拶を頂戴いたしたいと思ひます。

丸山局長、よろしくお願ひします。

○丸山局長

ただいま御紹介いただきました近畿厚生局長の丸山でございます。

本日は、大変お忙しい中、先生方におかれましては「第3回近畿地方年金記録訂正審議会総会」に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

もとより、この審議会におきましては、先生方のお力に頼るところが非常に大でございます。昨年におきましては 150 回を超える部会を開催させていただいており、本当に先生方の御尽力によって業務が進んでいるということでございます。

御承知のとおり、平成 27 年度より、この業務が総務省から厚生労働省に引き継がれる形

になって進んでおるわけでございますが、昨今の様々な国民の皆様からのお申出というのは先生方も御承知のとおり、大変難しい事例と言いますか、非常に難度の高い事例であります。あるいは、同じ方が何度も同じような形でお申出いただくというような事例が多くなっているというわけでございます。

そういう中におきましても、私どもといたしましては、公平公正な業務を進めていくということで、先生方のお力をお借りしながら業務を進めていく所存でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

本日の総会におきましては、この後、選任される会長を始めとする審議会の構成について御議論いただくということと併せまして、昨年度の部会の状況等について御報告申し上げ、その辺りにつきましてもいろいろ御審議いただくということになっております。

どうぞ先生方におかれましては、御審議のほどよろしくお願ひします。

○川村会長代行

ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

#### 【議題1 会長の選任について】

○川村会長代行

資料1「会長の選任について」の2ページ、地方年金記録訂正審議会規則（抜粋版）を御覧ください。第5条第1項において、地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、委員の互選により選任するとされております。

委員の皆様から、「この方に、会長をお願いしてはどうか」などという推薦の御発言をよろしくお願ひいたします。

○早澤委員

会長には、大野委員が適任だと思います。

○川村会長代行

ただいま早澤委員の方から、「大野委員に会長再任をお願いしてはどうか」という御発言がありましたけれども、ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川村会長代行

ありがとうございます。

異議なしということで、大野 潤委員に会長をお願いいたしたいと思います。  
大野委員、よろしくお願いいたします。

○大野会長

ただいま会長に選任されました大野と申します。よろしくお願いいたします。

会長代行の川村委員には、総会を円滑に進行していただき本当にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

委員の皆様には、この後も本総会の円滑な進行に御協力いただきたくよろしくお願いいたします。

それでは、ここで改めて、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。

近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

本日の議題のうち、議題2及び議題3には、特段、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できるため、非公開とする理由が認められませんので公開といたします。

なお、議題4「その他」につきましては、規定どおり非公開といたします。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大野会長

それでは、次に、本日の会議の議事録の作成に当たり本審議会の運営規則第12条第4項の規定により議事録の署名人を指名します。

議事録の署名人として、私のほかに中石委員と谷山委員の2名を指名します。

事務局は、議事録の整理ができましたら、私と中石委員、谷山委員に確認の上、署名をもらってください。

中石委員、谷山委員には、どうぞよろしくお願いいたします。

**【議題2 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について】**

○大野会長

それでは、議題2「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」です。

事務局は、指名について説明してください。

○事務局（久保西課長補佐）

本会議の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について御説明いたします。

資料1の2ページを御覧ください。地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項において、会長代行につきまして、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされています。

また、同規則の第6条第2項においては、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」とあり、同条第3項においては、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされています。

よって、会長は、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長について、指名をよろしくお願いいたします。

○大野会長

それでは、私が、「会長代行」「部会に属すべき委員」「部会長」を指名するに当たり、これから少し時間をいただき検討を行いたいと思いますので、暫時休憩といたします。

事務局は、再開時刻について連絡してください。

○事務局（久保西課長補佐）

それでは、これから約10分間休憩して、4時30分から審議会総会を再開いたします。よろしくお願いいたします。

○大野会長

それでは、再開は、4時半からということですね。

（休憩）

○大野会長

それでは、再開します。

事務局は、引き続き、本日の会議が成立していることの確認を行ってください。

○事務局（日野林課長）

私の方から再開に当たり、本日の会議の出席委員数及び会議の成立について御報告いたします。

本日の会議につきまして、委員総数28名に対し、25名の委員の方に御出席いただいております。地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定に基づき、引き続き本会議が成立していることを御報告申し上げます。

○大野会長

それでは「会長代行」「部会に属すべき委員」「部会長」の指名を行います。

事務局は「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長一覧」を委員の皆様へ配付してください。

では、ただいま配付した資料「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長一覧」を御覧ください。

まず、川村委員を会長代行に指名します。

川村会長代行におかれては、私が出席できない場合や委員の改選期など、会長が欠けたときは、会長代行としての職務をお願いいたします。

続いて「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名します。本審議会には、7つの部会を設置することとし、

第1部会は、東山委員、伊月委員、北山委員と私の4名で構成することとし、部会長は私とします。

第2部会は、松村委員、藤原委員、早澤委員、谷山委員の4名で構成することとし、部会長には松村委員を指名します。

第3部会は、濱委員、井村委員、吉岡委員、吉井委員の4名で構成することとし、部会長には濱委員を指名します。

第4部会は、川村委員、中石委員、山下委員、田中委員の4名で構成することとし、部会長には川村委員を指名します。

第5部会は、関戸委員、中村委員、渡辺委員、塩委員の4名で構成することとし、部会長には関戸委員を指名します。

第6部会は、岸本委員、今中委員、大串委員、鈴木委員の4名で構成することとし、部会長には岸本委員を指名します。

第7部会は、東委員、今村委員、溝渕委員、小牧委員の4名で構成することとし、部会長には東委員を指名します。

委員の皆様におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長の下で、近畿厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案を御審議いただくこととなりますので、何とぞよろしく願いいたします。

また、審議会は、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第2条に基づき、必要の都度、私が招集することとなりますのでよろしく願いいたします。

### 【議題3 平成28年度の部会の開催状況等について】

○大野会長

続きまして、議題3「平成28年度の部会の開催状況等について」です。

事務局は、報告してください。



○事務局（日野林課長）

それでは、私から御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。

まず、1ページには、平成28年度の近畿地方年金記録訂正審議会における、年金記録訂正請求に係る部会の開催状況を記載させていただいております。

また、2ページから8ページにおきましては、各部会、1部会から7部会の開催状況をそれぞれ記載させていただいております。

私からは、資料の1ページの訂正審議会の部会全体の状況を説明させていただきます。

まず、部会の開催回数でございますが、1ページのところに記載されていますが、全体として平成28年度は153回開催しております。近畿地方年金記録訂正審議会として7つの部会が設置されていますので、1部会当たりの開催については約22回となっております。

訂正請求の受付件数の減少もございましたが、おおむね事業計画どおりの開催状況となっております。

次に、付議件数でございますが、全体として356件の付議をさせていただいております。1回の審議で平均約3件の審議をいただいた状況でございました。

議決件数につきましては全体で304件、1回の審議当たり2件程度の議決をいただき、訂正が必要と判断されたものが152件、ちょうど50.0%でございます。訂正が不要と判断されたものが152件、50.0%でございます。

平成28年度においては、却下された事案はございませんでした。

なお、平成27年度から繰り越した事案は131件ございました。これにつきましては、平成28年10月で、全て処理が終了していることを御報告申し上げます。

次に2ページと3ページを見ていただきたいのですが、1部会と2部会の議決内訳で、訂正が必要と判断された割合、円グラフを見ていただければ、他の部会に比べて少ない状況にあります。これについては、給与振込等の振込口座などの周辺事情から保険料の控除を推認し、特例法の認定基準での訂正を行う厚生年金に係る事案よりも、1、2部会においては資料等が少ない国民年金に関する事案を多く審議いただいているのが一つの原因となっております。

1ページに戻っていただき、審議において継続となった事案でございます。

全体で52件ございまして、そのほとんどが口頭意見陳述の実施の確認等によるものでございました。平成28年度においては口頭意見陳述を29件させていただいております。

最後に、委員の部会への出席率でございますが、見ていただいたら分かるように99.8%と非常に高い出席率でございました。各委員におかれましては、大変お忙しい中、部会審議に御協力いただきましたことを、この場をお借りしまして、御礼申し上げますとともに、平成29年度におきましても、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議題3についての報告は以上でございますが、近畿厚生局年金審査課における訂正請求の受付件数、年度繰越件数、審査請求及び訴訟事案の状況の報告につきましては、この後

の議題4「その他」において、後ほど報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○大野会長

どうもありがとうございました。それではただいまの御報告に関しまして、委員の皆様から御質問や御意見などございますでしょうか。

どのような御意見でも構いませんが、ございませんか。

特に、御質問や御意見がないようでしたら、以上で議題3を終了いたします。

それでは、冒頭に申しましたとおり、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定に基づき、この後、議題4以降は非公開といたします。

(以降非公開)